(目的)

第1条 この要綱は、市及び事業者等が相互に連携を図り、高齢者見守りネットワークを構成し、地域全体で高齢者の見守りを行うことで、高齢者に異変又はその恐れがある場合に早期かつ的確な対応に繋げる伊万里市高齢者見守りネットワーク事業(以下「ネットワーク事業」という。)の実施に必要な事項を定め、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を維持できるよう支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、伊万里市とする。

(用語の定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 高齢者の見守り 日常生活や事業活動において高齢者の安否を確認し、異変があったときには、市に連絡することをいう。
  - (2)協力団体 市内に所在する公共的な活動を行う団体で、ネットワーク事業の 趣旨に替同したものをいう。
  - (3)協力機関 高齢者の支援にかかわる公共機関等で、ネットワーク事業の趣旨 に賛同したものをいう。
  - (4)協力事業者 市内で事業活動を行う事業者で、ネットワーク事業の趣旨に賛同し、第6条第1項の規定による登録を行ったものをいう。

(事業内容)

- 第4条 ネットワーク事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
  - (1)協力団体は、当該協力団体の構成する者にネットワーク事業の趣旨等を周知し、高齢者の見守りを行うものとする。
  - (2)協力機関は、高齢者の見守りを行うとともに、異変又はその恐れがあると確

認されたときは、市と連携、協力し、的確な対応を行うものとする。

- (3)協力事業者は、ネットワーク事業の趣旨等を従業者に周知し、自らの事業活動において高齢者の見守りを行うものとする。
- (4) 市は、協力団体、協力機関及び協力事業者(以下「事業者等」という。)から高齢者の異変又はその恐れがあるという連絡があったときは、各関係機関と連携し、速やかに適切な対応を行うものとする。

(協力団体及び協力機関の参加)

第5条 協力団体又は協力機関としてネットワーク事業に参加するものは、伊万里 市高齢者見守りネットワーク事業賛同書(様式第1号)を市長に提出するも のとする。

(協力事業者の登録)

- 第6条 協力事業者としてネットワーク事業に賛同するものは、高齢者見守りネットワーク事業協力事業者登録申請書(様式第2号)を市長に提出し、市長は協力事業者として登録をする。
- 2 市長は、前項の登録をしたときは、当該協力事業者に、伊万里市高齢者見守り ネットワーク事業協力事業者登録証(様式第3号)を交付し、市のホームペ ージ等でその旨を公表するものとする。ただし、当該協力事業者が公表を希 望しない場合は、この限りではない。

(協力事業者登録の取消し)

- 第7条 市長は、協力事業者が登録の辞退を申し出たとき、又はネットワーク事業 の協力者として不適当と認めたときは、登録を取り消すものとする。
- 2 前項に規定する登録の辞退は、ネットワーク事業協力事業者登録辞退届(様式 第4号)の提出によるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 協力者である事業者等は、高齢者の見守りに関して知り得た個人情報を他 に漏らし、又は高齢者の見守り以外の目的に利用してはならない。その職を 退いた後も同様とする。 (事務局)

第9条 この事業の円滑な運営を図るため、事務局を長寿社会課に設置する。 (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年5月16日から施行する。

附則(令和3年6月1日告示第108号)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年9月5日から施行する。